

# PRESS RELEASE



名古屋証券取引所

名古屋市中区栄 3-8-20 〒460-0008  
Tel 052-262-3171 www.nse.or.jp

平成 20 年 5 月 28 日

各 位

## 5 月社長記者会見

- 1 . 役員の変動について <資料 1 参照>
- 2 . 株券電子化に伴う当取引所における制度整備について  
<資料 2 参照>
- 3 . 有事等による取引記録消失時の約定取消しルールの整備について  
<資料 3 参照>
- 4 . 名証 I R エキスポ 2 0 0 8 開催概要について <資料 4 参照>

以 上

平成 20 年 5 月 28 日  
 ㈱名古屋証券取引所

## 役員の変動について

当取引所は、本日開催の取締役会において、取締役および執行役員の変動を内定しましたので、お知らせします。

【平成 20 年 6 月 30 日付】(敬称略・五十音順)

### 1. 取締役の変動

#### (1) 新任取締役候補者

氏名 (生年月日)	略歴
荒木 隆 司 (昭和 15 年 1 月 29 日生)	昭和 37 年 4 月 トヨタ自動車工業㈱入社 平成 17 年 6 月 トヨタ自動車㈱相談役 (現任) 同 17 年 6 月 あいおい損害保険㈱取締役会長 (現任)
岡田 邦 彦 (昭和 10 年 7 月 11 日生)	昭和 33 年 4 月 ㈱松坂屋入社 平成 19 年 9 月 J. フロント リテイリング㈱代表取締役会長 (現任) 同 19 年 11 月 名古屋商工会議所会頭 (現任)
高松 明 (昭和 23 年 12 月 21 日生)	昭和 48 年 4 月 日本銀行入行 平成 16 年 6 月 当取引所常勤監査役 同 17 年 6 月 当取引所常務執行役員 (現任)
西松 正 記 (昭和 33 年 2 月 3 日生)	昭和 55 年 4 月 野村証券㈱入社 平成 20 年 4 月 同社常務執行役員名古屋駐在 (現任)

#### (2) 退任取締役

大木 島 巖  
 坂口 省 吾  
 澤田 康 夫  
 箕浦 宗 吉

### 2. 執行役員の変動

#### (1) 新任執行役員候補者

氏名 (生年月日)	略歴
丹下 雅 博 (昭和 31 年 5 月 7 日生)	昭和 55 年 3 月 東京大学経済学部卒業 同 55 年 4 月 中部電力㈱入社 平成 15 年 7 月 同社静岡支店浜松営業所長 (現任)

#### (2) 退任執行役員

澤田 康 夫

以上

## 株券電子化に伴う当取引所における制度整備について

平成 20 年 5 月 28 日  
株式会社名古屋証券取引所

## I. 趣 旨

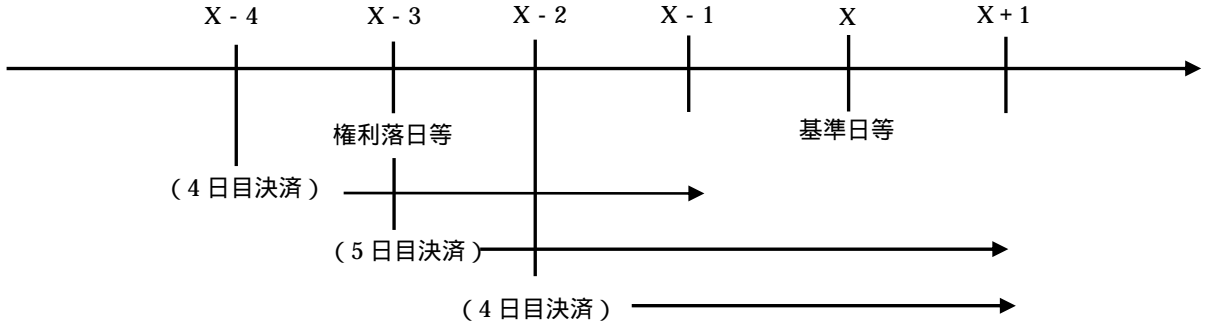
来年1月を目途に、金融商品取引所に上場している内国株券、投資証券、優先出資証券、新株予約権証券及び転換社債型新株予約権付社債券の電子化が実施されることに伴い、当取引所の諸制度について所要の整備を行うこととします。

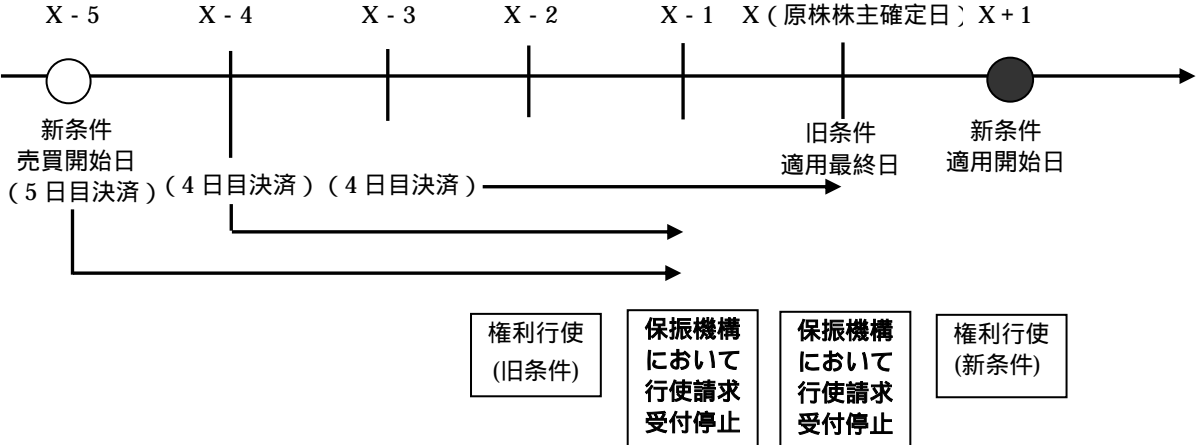
株券等の電子化を規定する法律（株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律）は来年6月までの一定の日に施行されますが、実務界では実施目標日を来年1月5日としています。

また、日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券については、本年1月に既に電子化されています。

## II. 概 要

項目	内容	備考
1. 取引参加者と顧客の間の内国株券等の決済方法について	・内国株券、新株予約権証券及び転換社債型新株予約権付社債券（以下「内国株券等」という。）の売買における取引参加者と顧客との間の決済は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）に基づく口座の振替により行うこととします。	・電子化後に上場する新株予約権証券については、(株)証券保管振替機構（以下「保管振替機構」という。）の振替制度において取り扱われる予定です。ただし、電子化前より既に上場している新株予約権証券がある場合には、当該証券については保管振替機構の振替制度に移行されず、従前どおり日本証券決済(株)において取り扱われます。

項目	内容	備考
<p>2. 信託金の代用有価証券の取扱いについて</p> <p>3. コーポレートアクション等の取扱いについて</p> <p>(1) 5日目決済の取扱いについて</p>	<p>・取引参加者が当取引所に預託する信託金は現金のみとし、代用有価証券の取扱いは廃止することとします。</p> <p>・現行制度において、内国株券等の普通取引の決済を、売買契約締結の日から起算して5日目（休業日を除外する。以下日数計算について同じ。）の日に行うこととしている事象に係る内国株券等の決済日の取扱いは、従前どおり（5日目決済：下図参照）とします。また、利付転換社債型新株予約権付社債券において6日目決済としている事象（業務規程第9条第4項及び第5項）についても、原則、従前どおりの取扱いとします。</p>  <p>・現在、株券等の保管及び振替に関する法律により、いわゆる中間配当制度を定めていない上場会社も事業年度開始日から起算して六ヶ月を経過したときに基準日を設定することとされ、これに伴い、当取引所では、業務規程第9条第3項第5号（備考 参照）に基づき、当該基準日が、普通取引が行われた日から起算して4日目にあたる場合には、当該普通取引が行われた日から起算して5日目の日に決済を行うこととしていますが、振替法においても上場会社等について同様に規定されていることを踏まえ、当取引所における決済日の取扱いについても、従前どおり（5日目決済）とします。</p>	<p>・内国株券等の普通取引の決済が5日目決済となる事象 内国株券等（転換社債型新株予約権付社債券を除く。において同じ。）の配当落・権利落 優先株についての取得対価の変更 転換社債型新株予約権付社債券についての行使条件の変更 転換社債型新株予約権付社債券についての期中償還請求権に係る権利落 内国株券等について株券等の保管及び振替に関する法律に基づく実質株主通知を行うため当取引所が必要と認める場合</p>

項目	内容	備考
<p>(2) コーポレートアクションに伴う上場日・上場廃止日に係る取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上場会社の請求により内国株券等に係る総株主通知等が行われる場合において、株主等の確定に係る基準日が、普通取引が行われた日から起算して4日目にあたる場合には、当該普通取引が行われた日から起算して5日目の日に決済を行うこととします。</li> <li>・転換社債型新株予約権付社債の行使条件の変更について、旧条件が適用される最終日が当該転換社債型新株予約権付社債を発行する上場会社の株券に係る株主確定日又はその前日(=保管振替機構における行使請求取次制限日)に該当する場合、当該株主確定日等の2日前が旧条件での行使請求期間の最終日となり、当該行使請求期間最終日から起算して4日前に行われる当該転換社債型新株予約権付社債の普通取引については、当該普通取引が行われた日から起算して5日目の日に決済を行うこととします。(下図参照)</li> </ul>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・株券電子化実施日以降における、コーポレートアクションに係る株券の各種上場日の取扱いは、保管振替機構における新規記録のタイミングが変更されること等に伴い、原則、以下のとおりとなります。</li> </ul>	<p>利付転換社債型新株予約権付社債(保管振替機構が取り扱わないものを除く。以下同じ。)の利払期日の4日前</p> <p>利付転換社債型新株予約権付社債の行使条件変更日または期中償還請求期間満了日が利払期日と近接する場合(業務規程第9条第4項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・5日目決済となっている事象に係る決済日の取扱いについて株券電子化後の状況を踏まえ検討を行うこととします。</li> </ul> <p>・各種のコーポレートアクションに係る上場廃止日については現行規定からの変更点はありません。</p>

項目	内容				備考
	対象事象	上場区分	上場日	(参考)現行上場日	<p>・上場日及び上場廃止日については、コーポレートアクションに伴う登記の日程その他の事情により、変更されることがあります。</p>
株主割当増資 (発行日取引)	新規上場	権利落日	権利落日		
株主割当増資 (発行日取引なし)	追加上場	払込期日の翌日	新株券発送日(ただし払込期日に株券発送を行う場合は払込期日の翌日)	新旧併合	
募集(買取引受)	追加上場	払込期日の翌日	払込期日の翌日		
募集(残額引受)	追加上場	払込期日の翌日	引受人に対する新株券交付日(ただし払込期日に株券交付を行う場合は払込期日の翌日)		
第三者割当増資	追加上場	払込期日の2営業日後の日	新株券交付日(ただし払込期日に株券交付を行う場合は払込期日の翌日)		
株式分割	追加上場	効力発生日	効力発生日		
株式無償割当て	追加上場	効力発生日	効力発生日		
株式併合	変更上場	効力発生日	効力発生日		
吸収合併	被合併会社株主割当て分の追加上場	効力発生日	効力発生日( )		
新設合併	被合併会社株主割当て分の新規上場(非公開会社株主割当て分:追加上場)	効力発生日	効力発生日( )		
株式交換	完全子会社株主割当て分の追加上場	効力発生日	効力発生日( )		
株式移転	完全子会社株主割当て分の新規上場(非公開会社株主割当て分:追加上場)	効力発生日	効力発生日( )		
吸収分割	分割会社割当て分の追加上場	効力発生日	株券発送日		
新設分割	新規上場	効力発生日	効力発生日		
	( ) 非公開会社株主への割当て分については株券発送日。				

項目	内容	備考
(3) 株式併合・株式分割時における期間売買停止に係る取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式併合については、効力発生日の4営業日前から効力発生日前日までの間、売買停止とすることとします(現行どおり。)</li> <li>・株式分割については、分割と同時に単元株式数のくくり上げが行われる場合には、効力発生日の4営業日前から効力発生日の前日までの間、売買停止とすることとします(現行どおり。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式併合・株式分割に係る期間売買停止措置については、平成22年初頭を目途に廃止することを検討します。</li> </ul>
(4) 発行日取引の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内国株券の株主有償割当に係る発行日取引については、引き続き存続します。</li> <li>・内国株券の募集に係る発行日取引を廃止することとします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無償割当に係る発行日取引は廃止します。</li> </ul>
4. 移行に係る措置について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内国株券等の電子化の施行日前後における新規上場及びコーポレートアクション等については、法令上の制約や実務面の特別な事務処理等から一定期間制限されることとなります。(参考: 保管振替機構公表資料「株式等振替制度への移行時におけるコーポレートアクション等の取扱いについて」(平成20年1月15日版)公表済)</li> <li>・内国株券等の電子化移行に係る実質株主の確定日が当取引所における普通取引が行われた日から起算して4日目にあたる場合には、当該普通取引が行われた日から起算して5日目の日に決済を行うこととします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・付則において規定する予定です。来年1月5日に内国株券等の電子化が実施される場合において、本年12月25日分の内国株券等の普通取引について5日目決済となることを規定するものです。</li> </ul>

項目	内容	備考
5. その他 (1) 抽せん償還条件付きの転換社債型新株予約権付社債券について  (2) 上場基準の整備について  (3) その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・抽せん償還が行われる条件が付された転換社債型新株予約権付社債券については上場対象としないこととします。</li>   <li>・内国株券等について指定振替機関の振替業における取扱いの対象であることを上場の要件とし、当該対象とならなくなった場合には上場廃止とします。</li>   <li>・新規上場の際の株券等の様式に係る規定及び見本株券等の提出に係る規定を廃止します。</li>   <li>・内国株券等の決済物件に関する事項に係る規定を廃止します。</li> <li>・所要の用語の整備を行います。</li> <li>・その他所要の改正を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内国株券等の電子化移行時において現に上場している新株予約権証券の取扱いについては、なお従前の例によることとします。 ( . 1 . 備考参照)</li> </ul>

### III. 実施時期(予定)

- ・平成21年1月を目途に実施します。
- ・項番4.の内国株券等の電子化移行に係る実質株主等の確定日に関する5日目決済の規定については、別途本年中に実施することとします。

以 上



## 有事等による取引記録消失時の約定取消しルールの整備について

平成 20 年 5 月 28 日  
株式会社名古屋証券取引所

## I. 趣 旨

当取引所は、BCPフォーラム「取引所取引専門部会」報告書(平成18年9月公表)における、「証券取引所においては、やむを得ず生じる約定の取消しが必要となる場合の対応策について検討すべきである。」との指摘を踏まえ、有事等の際に、万一、取引記録を喪失し、その復元が困難な場合には、当該約定を取り消すことができるよう、関係諸規則について所要の整備を行います。

## II. 概 要

項 目	内 容	備 考
有事等による取引記録消失時の約定取消しルールの整備	・ 有事等の際に、万一、取引記録を消失し、復元が困難な場合には、当該約定を取り消すことを可能とし、当取引所上場有価証券に係る約定取消しルールを整備します。	

## III. 実施時期

本年7月頃を目途に実施します。

以 上

平成 20 年 5 月 28 日  
 (株)名古屋証券取引所

名証「IRエキスポ2008」の開催について

主催 名古屋証券取引所  
 後援 名証取引参加者協会、日本証券業協会、日本証券アナリスト協会  
 協賛 日本インベスター・リレーションズ協議会  
 入場方法 専用携帯サイト、名証ホームページ又は各証券会社店頭備え付けの  
 専用ハガキにより申込みいただけます(受付中)  
 内容  
 日程 7月18日(金)10:00~  
 7月19日(土)10:00~  
 場所 名古屋市中企業振興会館 吹上ホール  
 出展企業数 上場企業137社(前年132社:既往最高)+特別参加等18社

<一般投資家向けイベント> : 7月18日、19日の両日実施

上場企業ブース	会場内に、全企業がブース出展
ブースツアー	投資家を、ツアー形式により、複数企業ブースに引率
ミニ説明会	希望する投資家を集め、ブースにて、説明会を実施
トップ・プレゼンテーション	特設ステージにて、希望企業4社のトップがプレゼン
株式講演会	有名講師による株式講演会 (18日)木村佳子氏・杉村富生氏 (19日)北浜流一郎氏・勝間和代氏
オンライン104(投資)・スクエア	投資情報ベンダーやネット系証券会社等(14社)が、特設コーナーにて、ウェブ事業等を説明
証券会社協賛セミナー	隣接会場にて、協賛証券会社(13社)が、大規模な株式投資セミナーを実施

<アナリスト等専門家向けイベント> : 7月18日のみ併設実施(希望制)

個別面談	別会場ブースにて個別面談(アナリスト向け)
企業説明会	会議室にて説明会(アナリスト・証券営業担当者向け)

以上